

【原告第15準備書面（その4）の要旨】

（はじめに）

本準備書面は、被告国の機関である原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）が定めた本件事故に係る指針の違法性を、避難に関する損害につき、原賠審が当然に備えるべき中立性、公平性を踏まえ、公衆の線量限度年間1ミリシーベルトの権利性及び被告らの加害責任の観点から、明らかにするものである。

1 原賠審の法令上の責務

① 中立、公平性の要請

原賠審が原賠法に規定された指針策定等の事務を適正に行う上で、その中立性、公平性が担保されていることが大前提であることは言うまでもないことであり、原賠審がこの大前提に違反した場合には、その事務処理は違法となる。

② 被告国及び被告東電の加害責任と原賠審の中立性、公平性との関係

被告らの本件事故に関する加害責任については、原告第15準備書面（その3）までにおいて詳述しているとおり明らかである。そして、原賠審は文科省に置かれた被告国の機関であり、文科省は、原発行政において当初から重要な役割を担っていて、被告国の加害責任にも深く関わっているところから、原賠審は加害者側の機関ということとなる。したがって、加害者が被害者の被害及び損害を評価するという構造になるのであって、被害者側とは利益相反の関係になることは明らかである。

そこで、その組織、運営について、中立性、公平性を担保するた

めの特段の措置を講じるとともに、被害及び損害の評価についても中立、公平に実態を調査、解明した上で適正に評価すべきことが当然の要請となり、この要請に反する場合は、手続き的にも内容的にも許容限度を逸脱して著しく合理性を欠き、違法となると解すべきである。

2 原賠審が定めた指針の要点

原賠審は、本件事故の損害賠償に関し、5つの指針（①中間指針、②第一次追補、③第二次追補、④第三次追補、⑤第四次追補。以下「中間指針等」という。）を定めており、そのうちの避難に関する損害に係る賠償の要点は、本準備書面に記したとおりである。

3 原賠審が策定した指針の手続き（組織・運営）上の違法性

（1）組織

① 原賠審は、上記のとおり被害者とは利益相反関係にある文科省に設置された機関であるのに、被告国は、その中立性、公平性を担保する措置を全く講じていなかった。

② この点については、原告が、双葉町長として出席した原賠審の第21回会議において、原賠審に対し、提言、要望として、「紛争審査会を、中立性を考え、第三者機関に移管をしていただきたい。委員に私たちの代表を参加させていただきたい。」等と要請しているところである。

（2）運営・・原賠審は、以下の通り、著しく中立性、公平性に反する運営を行っていた。

① 原賠審は、被告国及び被告東電の責任に関する審議を回避する運営を行っていた。

- ② 一方当事者である「東電が納得し得る範囲」の損害賠償に止める運営を行っていた。
- ③ 被害の実態を踏まえずに中間指針等を策定し、かつ、その後の事情の変化等を反映させずに固定化させ続けている。

4 原賠審が策定した指針の内容上の違法性

- (1) 公衆の線量限度年間 1 ミリシーベルトの権利性を否定することにより被害を否定し、矮小化した指針を策定
 - ① 被害の否定・・避難の自主決定権の否定による被害の切り捨てと、年間 1 ミリシーベルトを超える被ばくをしたことによる「晩発性障害への不安」を賠償の対象外として無視する指針を策定した。
 - ② 矮小化・・年間 20 ミリシーベルトを超えるとして避難指示の対象とされた地域から避難している避難者についても、その被害の実態を矮小化した内容の著しく合理性を欠く算定方式による極めて低額の賠償しか認めていない。その詳細は本準備書面で記しているとおりであるが、要約すれば、双葉町民に対しては、第 1 期（事故から 6 か月間）は一人月額 10 万円又は 12 万円、第 2 期（その後の 6 か月間）は半減した一人月額 5 万円とし、第 3 期（第 2 期以降）については、現在でも町民は避難生活を強いられているにもかかわらず、合計 1300 万円（月額 10 万円として 10 年 10 か月分）の一括払い打ち切ることとしている。
- (2) 被告東電及び被告国の無過失を前提とした指針を策定
 - ① 慰謝料額の算定において、加害者の責任の性質や程度が考慮されることとは常識であるにもかかわらず全く考慮していない。
 - ② 中立・公平機関の名の下に、恣意的で矛盾した論理を積み重

ねるなどして意図的に損害範囲を不明確にし、賠償額も極端に低額化している。

5 J C O 事故における賠償状況と本件事故における賠償状況との対比

(1) J C O 事故における賠償状況

- ① 公衆の線量限度を年間 1 ミリシーベルトとする I C R P 1 9 9 0 年勧告を踏まえた事故対応を実施している
 - ・茨城県知事による屋内避難勧告は I C R P 1 9 9 0 年勧告による公衆の線量限度（年間 1 ミリシーベルト）未満の時点で実施
 - ・被告国は、 I C R P の「 L N T 仮説」に関する質問主意書に対する政府回答において、この「 L N T 仮説」を妥当な見解であるとしている。
 - ・被告国の見解に従って、茨城県が被ばく量が 1 ミリシーベルトを超える者に対する健康診断を実施している。
- ② 被告国（検察）により、 J C O 事故の事業者責任が解明されている。
- ③ 当事者間の賠償交渉の適正化に関し、被災者に対して、東海村、茨城県及び被告国による重層的な支援システムが構築されている。
- ④ J C O 事故の教訓を踏まえた原賠法の改正によって、指針策定等の責務が原賠審に付与されたが、それは、当然のことながら原賠審が中立、公平な機関であることを前提とした改正である。

(2) 本件事故における賠償状況との対比

J C O 事故に係る当事者間の賠償交渉においては、被告国が、中立、公平機関として、加害者である J C O が一方的に被害者側に

示した賠償方針を、被害者側に有利に修正した指針を策定した。そして、その指針の有効性が評価され、その教訓を踏まえた原賠法の改正により、原賠審に対し、中立、公平に指針を定める責務が付与されたのであるが、本件事故に係る賠償交渉においては、原賠審は、その責務に違反し、加害者である被告東電の納得が得られる範囲でしか指針を策定しなかったのであり、その違法性は重大である。

6 上記中間指針等が双葉町民及び原告に及ぼした影響

- ① 双葉町民について・・町民の賠償制度に対する不満が如何に強いかは、種々の調査結果からも明らかであり、原告は、中間指針等が、中立、公平ではない原賠審によって、被災自治体の知らないところで、知らないうちに策定されているという現実を踏まえ、双葉町長として出席した原賠審第21回会議において、双葉町民の被災実態を的確に踏まえた適切な指針が策定されるようにとの観点から、原賠審に対し、条理、常識に適った的確な質問及び提言・要望を行っている。しかし、原賠審によってことごとく無視され続けて現在に至っている。
- ② 原告について・・原告は、町長在職中において、町民から、賠償基準に納得できないという意見が多く出されたところから、町議会等において、「町民の皆さんには、基準にとらわれずに自己の責任において、正々堂々と自己主張されることをお願いしてきました。こうした点を踏まえて、今後とも双葉郡の他の7町村とも連携しながら、賠償基準の見直しを国に求めてまいります。」等と説明している。そして、その後現在に至るも賠償基準の見直しはされないままになっているために、完全賠償を求めて本訴訟に及ぼざるを得なくなっている。

7 被告東電の反論が失当であることについて

被告東電の反論の要点及びいずれの反論も失当であることについては、本準備書面において詳述したとおりである。

8 小括・・被告国（原賠審）の責務違反の違法性のまとめ

以上により、被告国（原賠審）が定めた本件事故に係る指針が手続上も内容上も違法であることは明らかである。

以 上